

議案第25号

八幡浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市下水道条例の一部を改正する条例

八幡浜市下水道条例（平成17年条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料の算定方法) 第20条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した合計額に、 <u>1.10</u> を乗じて得た額（ <u>その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額</u> ）とする。 2 (略)	(使用料の算定方法) 第20条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した合計額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額（ <u>_____10円未満の端数は、_____切り捨てた額</u> ）とする。 2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市下水道条例第20条の規定は、令和元年12月分として徴収する使用料から適用し、同年11月分までとして徴収する使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

